

平成 2 8 年 度

芦屋市経営健全化審査意見書

(病院事業会計・水道事業会計)

芦屋市監査委員

平成 29 年 8 月 23 日

芦屋市長 山 中 健 様

芦屋市監査委員 山 本 彼一郎

同 重 村 啓二郎

平成 28 年度芦屋市経営健全化審査意見  
(病院事業会計・水道事業会計) の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 28 年度芦屋市公営企業会計（病院事業会計・水道事業会計）決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、その意見を次のとおり提出します。

平成 28 年度芦屋市経営健全化審査意見  
(病院事業会計・水道事業会計)

**第 1 審査の対象**

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）第 22 条第 1 項の規定により，市長から提出された平成 28 年度芦屋市公営企業会計（病院事業会計・水道事業会計）決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

**第 2 審査の期間**

平成 29 年 8 月 7 日から平成 29 年 8 月 22 日まで

**第 3 審査の方法**

本審査は，市長から提出された平成 28 年度芦屋市公営企業会計（病院事業会計・水道事業会計）決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

**第 4 審査の結果**

審査に付された平成 28 年度芦屋市公営企業会計（病院事業会計・水道事業会計）決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は，いずれも適正に作成されているものと認められる。

## 1 概要

平成 28 年度の地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する公営企業（以下「法適用企業」という。）の資金不足比率は以下のとおりであり、いずれも資金不足額が生じなかったため比率が算定されなかった。

（単位：％）

区 分	平成 28 年度 資金不足比率	経営健全化基準
病院事業会計	—	20.0
水道事業会計	—	20.0

\*財政健全化法の規定に基づき、公営企業（法適用企業にあつては繰越欠損金があるものに限る。）の資金不足比率が上記基準以上である場合には、当該公営企業について公営企業の経営健全化のための計画を定めなければならないとされている。

## 2 資金不足比率算定状況

### (1) 算定式

資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額の度合いを表す比率であり、資金の不足額を事業の規模と比較して指標化し、経営状況の健全度を示すものである。

[算定式]

$$\text{資金不足比率 (\%)} = \frac{\text{資金の不足額 (*A)}}{\text{事業の規模 (*B)}}$$

#### \*A 資金の不足額

資金の不足額 = [流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産] - 解消可能資金不足額 (\*C)

但し、資金不足比率の算定基準により、流動負債からは以下の①～③の額を控除し、流動資産には以下の④の額を加えて算定することとされている。

①控除企業債等・・・決算において貸借対照表の流動負債に計上されている企業債及び他の会計からの長期借入金で、建設改良費に充てるためのものの額

②控除未払金等・・・貸借対照表に計上されている一時借入金及び未払金のうち建設改良費に係るものであって、その支払財源に充てるために翌年度に地方債を起こすこととしているものの額

③控除引当金等・・・決算において貸借対照表の流動負債に計上されている引当金とリース債務の額

④貸倒引当金・・・決算において流動資産に係る貸倒引当金の額

なお、資金不足比率の算定基準により、解消可能資金不足額がある場合に、計算結果が0より小さくなる場合の資金不足額は0とする。

#### \*B 事業の規模

事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

#### \*C 解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から一定額を控除する。

(2) 資金不足比率の算定

(単位：千円, %, ポイント)

区 分		28年度 a	27年度 b	増減 a-b
水道事業会計	A 資金不足額 (△は資金剰余額)	△ 1,626,787	△ 1,030,773	△ 596,014
	① 流動負債	585,144	740,217	△ 155,073
	② 建設改良費等以外の経費 の財源充当地方債現在高	0	0	0
	③ 控除企業債等	172,797	160,972	11,825
	④ 控除未払金等	255,275	0	255,275
	⑤ 控除引当金等	28,513	29,565	△ 1,052
	⑥ 流動資産	1,733,775	1,555,179	178,596
	⑦ 貸倒引当金	21,571	25,274	△ 3,703
	⑧ 解消可能資金不足額	0	0	0
	B 事業の規模 (営業収益の額－受託工事収益の額)	1,787,277	1,760,273	27,004
資金不足比率の計算 【計算式】 $A \div B \times 100$ (%) (資金剰余の場合は△で表示)	△ 91.0	△ 58.5	△ 32.5 ポイント	
資金不足比率 資金の不足額が生じない場合、 資金不足比率は「—」と表示	—	—	—	
病院事業会計	A 資金不足額 (△は資金剰余額)	△ 302,610	△ 238,898	△ 63,712
	① 流動負債	1,139,058	1,196,260	△ 57,202
	② 建設改良費等以外の経費 の財源充当地方債現在高	0	0	0
	③ 控除企業債等	351,287	370,602	△ 19,315
	④ 控除未払金等	0	0	0
	⑤ 控除引当金等	157,131	144,314	12,817
	⑥ 流動資産	919,848	903,439	16,409
	⑦ 貸倒引当金	13,402	16,803	△ 3,401
	⑧ 解消可能資金不足額	0	0	0
	B 事業の規模 (営業収益の額 <注> )	4,511,809	4,386,914	124,895
資金不足比率の計算 【計算式】 $A \div B \times 100$ (%) (資金剰余の場合は△で表示)	△ 6.7	△ 5.4	△ 1.3 ポイント	
資金不足比率 資金の不足額が生じない場合、 資金不足比率は「—」と表示	—	—	—	

<注>資金不足額 = (①+②-③-④-⑤) - (⑥+⑦) - ⑧

但し、解消可能資金不足額がある場合に、計算結果が0より小さくなる場合の資金不足額は0とする。

### 3 審査のまとめ

#### (1) 総括

##### ① 水道事業会計

平成 28 年度水道事業会計の資金不足比率については、資金の不足額を生じていないことにより比率は算定されない。

資金の不足額は△16 億 2,679 万円の資金剰余であり、前年度と比較すると 5 億 9,601 万円資金剰余額が増加している。

##### ② 病院事業会計

平成 28 年度の病院事業会計の資金不足比率については、資金の不足額を生じていないことにより比率は算定されない。

資金の不足額は△3 億 261 万円の資金剰余であり、前年度と比較すると 6,371 万円資金剰余額が増加している。

#### (2) 意見

平成 28 年度決算に係る資金不足比率において算定に用いられた各数値については、水道事業会計及び病院事業会計の決算内容とも整合しているほか、算定基礎事項記載書についても適切に記載されており、比率は適正に算定されているものと認められる。

しかしながら、算定に用いられている要素は極めて多く、算定過程も複雑であることから、今後とも慎重かつ適正な算定がなされるよう十分留意されたい。

水道事業会計については現在のところ、資金不足比率算定上は資金剰余の額は比較的大きく、短期的な資金繰りについては余裕があると思われるが、病院事業会計については一般会計からの長期借入金によって結果として資金不足を回避しており、厳しい状況と言わざるを得ない。

また、資金不足比率は、1 年以内の償還を基準とする短期債務の流動負債と、その短期債務の償還に充てることができる流動資産の比較により、当年度の資金の過不足のみを判定する指標であり、資金不足比率が経営健全化基準未満であることのみをもって、経営の健全性を判断できるものではない。

以上のことから、公営企業会計においては当該比率のみならず、各種経営指標を含めて適切な管理を行い、経営状況の一層の改善に努められたい。

以 上

(参考) 健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計

区 分		健全化判断比率					
一般会計等	一 般 会 計		↑ 実質赤字比率	↑	↑	↑	
	一般会計等に属する特別会計	公共用地取得費特別会計					
その他の特別会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計	↑ 資金不足比率	↑ 連結実質赤字比率	↑ 実質公債費比率	↑ 将来負担比率	
		介護保険事業特別会計					
		駐車場事業特別会計					
		後期高齢者医療事業特別会計					
	公営企業に係る特別会計	法非適用					下水道事業特別会計
							宅地造成事業特別会計
							都市再開発事業特別会計
		法適用					病院事業会計
							水道事業会計
							一部事務組合
広域連合	丹波少年自然の家事務組合						
	兵庫県後期高齢者医療広域連合						
	損失補償している団体	阪神福祉事業団					
	兵庫県信用保証協会						

備考：「法適用」とは、地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業に係る特別会計であり、「法非適用」とは、地方公営企業法の規定を適用しない企業に係る特別会計である。

なお、資金不足比率は、各会計ごとに算定する。